

島根県スキー連盟規約の一部改正

昭和 46 年 11 月 28 日 制定
昭和 49 年 5 月 26 日 改正
昭和 52 年 10 月 30 日 改正
平成 8 年 11 月 4 日 改正
平成 16 年 11 月 3 日 改正
平成 19 年 11 月 3 日 改正
平成 29 年 10 月 21 日 改正
令和 4 年 4 月 1 日 改正
令和 5 年 9 月 30 日 改正

改 正 前	改 正 後
<p>(目 的) 第 3 条 本連盟は、島根県内のアマチュアスキー団体を代表して、公益財団法人全日本スキー連盟及び公益財団法人島根県スポーツ協会に加盟し、スキーの健全な普及・発展を図り、併せて加盟団体及び関係諸団体との相互の親睦・融和を図ることを目的とする。</p>	<p>(目 的) 第 3 条 本連盟は、島根県内のアマチュアスキー団体を代表して、公益財団法人全日本スキー連盟及び公益財団法人島根県スポーツ協会に加盟し、スキー（以下、スノーボードを含む。）の健全な普及・振興を図り、併せて加盟団体及び関係諸団体との相互の親睦・融和を図ることを目的とする。</p> <p><u>1. 附 則</u> <u>この規約は、令和 5 年 9 月 30 日から施行する。</u></p>